

重点事項について

参考資料3

重点の全体像	重点事項数	重点番号	該当頁
1. 子供を産み育てやすい社会の実現 に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの	4	1番～4番	2～3
2. 社会保障制度の基盤強化 等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの	10	5番～14番	4～7
3. グリーン社会の実現 等に向け、環境・衛生分野において事務手続の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの	6	15番～20番	8～10
4. 活力ある地方創り に資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの	14	21番～34番	11～16
5. その他、 デジタル化の加速 等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの	4	35番～38番	17～18

※上記には、新型コロナウイルス感染症への対応を図る中で認識された課題の解決等を図るものが含まれている。

(重点番号11, 19, 25)

重点事項について

1. 子供を産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
1	<p>保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止 (児童福祉法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次地方分権一括法)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号: 114)</p>	<p>大阪市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>令和5年3月31日までとされている保育所及び幼保連携型認定こども園における居室面積基準の特例措置(待機児童が多く地価が高い等の一定の要件を満たす地域に限り、国の「従うべき基準」を「標準」とするもの)の期限を廃止する。(なお、期限の廃止が困難であれば、期限を延長する。)</p> <p>これにより、高い保育ニーズに応じた今後の柔軟な待機児童対策の実施に資する。</p>
2	<p>児童扶養手当の受給資格要件の明確化 (児童扶養手当法) 【政令改正】</p> <p>(管理番号: 116)</p>	<p>富田林市 (厚生労働省)</p>	<p>児童扶養手当について、離婚調停中であって実態はひとり親と変わらないような場合も支給の対象とすることが可能であることを明確化する。</p> <p>これにより、様々な理由から離婚が成立せず実態としてひとり親と状況が変わらない場合の適切な支援に資する。</p>

重点事項について

1. 子供を産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
3	<p>小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化 (児童福祉法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号：168)</p>	<p>埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、静岡県、高知県 (厚生労働省)</p>	<p>小児慢性特定疾病指定医の指定や更新等を受けようとする医師が複数の医療機関に勤務する場合であって、その勤務地の都道府県等（都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市）が異なる場合は、各々の都道府県等への申請が必要とされているが、主として診断を行う医療機関のある都道府県等にも申請すれば足りるよう見直す。</p> <p>これにより、指定や更新等を受けようとする医師及び都道府県等の負担軽減に資する。</p>
4	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出方法の見直し (子ども・子育て支援法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号：158)</p>	<p>兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>「市町村子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みの算出方法について、各市町村が実情に応じて選択できることを明確化するとともに、現在の利用希望把握調査に基づく算出方法以外の方法についても示すよう見直す。</p> <p>これにより、量の見込みの算出に係る市町村の負担が軽減され、行政の効率化に資する。</p>

重点事項について

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
5	<p>要介護・要支援認定の有効期間の延長及び手続の見直し (介護保険法) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号：186, 190, 187)</p>	<p>さいたま市、川越市、野々市市、指定都市市長会／さいたま市 (厚生労働省)</p>	<p>要介護・要支援認定について、以下の措置を講ずる。</p> <p>①新規申請及び区分変更申請における有効期間について、原則6か月を12か月に、上限12か月を24か月に延長する。</p> <p>②第一号被保険者(65歳以上)の更新申請でコンピュータによる一次判定結果が前回認定結果と一致する等の要件を満たす介護認定審査会の簡素化対象者については、事前に当該審査会から包括的同意を得ることにより、審査会への通知を省略する。</p> <p>これらにより、被保険者及び市区町村の負担軽減に資する。</p>
6	<p>介護保険負担限度額認定証の認定期間の延長 (介護保険法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号：31)</p>	<p>高岡市 (厚生労働省)</p>	<p>介護保険施設での食費・居住費の負担軽減対象者に交付する「介護保険負担限度額認定証」の認定期間を、現行1年から2年以上とするなど期間を延長する。</p> <p>これにより、被保険者及び市区町村の負担軽減に資する。</p>
7	<p>管理栄養士による居宅療養管理指導を可能とする見直し (介護保険法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号：217)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、徳島県、中国地方知事会 (厚生労働省)</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業所となっている薬局に配置された管理栄養士が、主治医の指示の下、居宅療養管理指導を行うことを可能とする。</p> <p>これにより、地域の実情を踏まえた居宅療養管理指導を行うことが可能となり、要介護者の自立支援・重度化の防止に資する。</p>

重点事項について

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
8	<p>基幹型臨床研修病院の指定基準の見直し (医師法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号：68)</p>	<p>長崎県、九州地方知事会 (厚生労働省)</p>	<p>基幹型臨床研修病院の指定基準について、年間入院患者数3,000人以上(※)とされているところ、当該基準の撤廃又は緩和を行う。</p> <p>これにより、へき地等において、地域の実情に応じた基幹型臨床研修病院の指定が可能となり、地域医療の確保に資する。</p> <p>※都道府県への指定権限の移譲に伴う当面の取扱いとして、2,700人以上である場合には、都道府県が個別の実地調査を行う等により、指定可とされている。</p>
9	<p>国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し (国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律) 【省令改正】</p> <p>(管理番号：44, 45)</p>	<p>春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市 (厚生労働省)</p>	<p>70歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に係る自己負担割合の軽減について、申請によるのではなく、市区町村において把握している収入情報に基づき行うことを可能とする。</p> <p>これにより、被保険者及び市区町村の負担軽減に資する。</p>
10	<p>被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る通知方法の明確化 (生活保護法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：132)</p>	<p>仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 (厚生労働省)</p>	<p>被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る通知方法を法令等で明確にする。</p> <p>これにより、生活保護の事務の適正化及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p>

重点事項について

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
11	<p>へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和 (薬剤師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：52)</p>	<p>津久見市 (厚生労働省)</p>	<p>離島等のへき地の診療所にいる患者に対して、医師が遠隔からオンライン診療を行う場合に、当該診療所にいる看護師に医師又は薬剤師が指示をして診療所内に在庫している医薬品の調剤を行わせ、薬剤を当該患者に提供することを可能とする。</p> <p>これにより、配送時間・経費の削減が可能となるとともに、特に離島等のへき地において自然災害・天候等により人流・物流が途絶えた場合に薬剤の提供が可能となるなど、へき地住民の医療の確保及び利便性向上に資する。</p>
12	<p>都道府県献血推進計画の策定義務の廃止 (安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：128)</p>	<p>和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>国の基本指針及び献血推進計画に基づき定めるものとされている都道府県献血推進計画について、「献血により確保すべき血液の目標量」は、採血事業者が定める献血受入計画における「献血により受け入れる目標量」と異なる目標量を設定する余地はなく、また、計画を策定しなくとも、献血の推進に関する施策について普及啓発等が可能であるため、都道府県の計画策定の義務付けを廃止する。</p> <p>これにより、計画策定に係る都道府県の事務負担の軽減に資する。</p>

重点事項について

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
13	<p>障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者基本法) 【告示改正】 (管理番号：41, 157, 198)</p>	<p>神奈川県／兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県／八王子市 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>地方公共団体は、国の基本指針に即して障害（児）福祉計画の策定を行うこととされているが、国の基本指針で定められた計画期間が3年間と短いため、現行の計画の検証が不十分なまま次期計画の策定に着手している実態がある。</p> <p>また、障害者計画と障害（児）福祉計画について、国の障害者基本計画と国の基本指針によって定められた各計画の記載内容が重複する部分があるなど、策定作業に負担が生じている。</p> <p>このため、障害者及び障害児関係の計画について、以下の措置を講じる。</p> <p>① 計画期間を延長し、PDCAサイクルをまわすために十分な時間を確保する。 ② 障害者計画と障害（児）福祉計画について、記載内容を簡素化する。</p> <p>これらにより、適切な障害福祉サービス提供体制の整備や計画に基づく新たな施策の構築につながるとともに、計画策定に係る地方公共団体の負担の軽減に資する。</p>
14	<p>市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し (介護保険法) 【法律改正】 (管理番号：216)</p>	<p>苫小牧市 (厚生労働省)</p>	<p>市町村介護保険事業計画について、計画に基づく施策の推進や進行管理を着実にを行う観点から、現行3年を一期とされているのを、6年を一期とする見直しを行う（国が3年ごとに見直す介護報酬の改定に関する事項は除く）。</p> <p>これにより、地域包括ケアシステムの構築等の取組に注力することができ、PDCA サイクルによる本計画の取組推進や市区町村の事務負担の軽減に資する。</p>

重点事項について

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
15	<p>脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援 (環境基本法、気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号：219, 39, 38)</p>	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県／茅ヶ崎市 (環境省)	<p>① 脱炭素社会実現に係る気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の趣旨・目的が、環境基本法と重複すると考えられることも踏まえ、各法律において策定が求められている「地域気候変動適応計画」、「地方公共団体実行計画」、「行動計画」について、統廃合などの見直しを行う。</p> <p>② 「地域気候変動適応計画」の策定については、気候変動影響予測等を市区町村単位で行うことは困難であることから、都道府県に対する努力義務とする。不可能な場合は市区町村の計画策定について、専門知識のある人材の派遣等、支援の充実を図る。</p> <p>③ 「地方公共団体実行計画」についても、②と同様の支援の充実を図る。</p> <p>これらにより、総合的な政策立案が可能になるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p>
16	<p>都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：65)</p>	岐阜県 (環境省)	<p>都道府県は「都道府県分別収集促進計画」を、市区町村は「市町村分別収集計画」をそれぞれ策定することとされているが、「都道府県分別収集促進計画」は市区町村別排出量の見込み等「市町村分別収集計画」の記載事項を取りまとめたものが大部分を占めている。よって、計画策定という手法をとらずとも、市区町村ごとのデータを把握することは可能であることから、「都道府県分別収集促進計画」の策定義務を廃止する。</p> <p>これにより、都道府県の事務負担の軽減に資する。</p>

重点事項について

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において 事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
17	<p>鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直し (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律) 【告示改正等】</p> <p>(管理番号：163, 164)</p>	<p>埼玉県 (環境省)</p>	<p>① 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合することを可能とする。</p> <p>② 「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、自然環境保全法に基づく環境審議会の意見を聴取することとされているが、鳥獣管理分野の有識者からの意見聴取で足りるものとする。</p> <p>これらにより、計画策定事務の合理化が図られ、都道府県の事務負担の軽減に資する。</p>
18	<p>ダイオキシン類の汚染状況の公表の義務付け等の廃止 (ダイオキシン類対策特別措置法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：98)</p>	<p>群馬県、福島県、茨城県 (環境省)</p>	<p>特定施設設置者（大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者）によるダイオキシン類の汚染状況の測定結果に係る都道府県知事への報告を廃止するとともに、都道府県知事による測定結果の公表を廃止する。</p> <p>これにより、都道府県及び事業者の事務負担の軽減に資する。</p>

重点事項について

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において 事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
19	<p>感染症法に基づく医師の届出を検査施設設置市町村経由とする見直し (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：32)</p>	<p>延岡市 (厚生労働省)</p>	<p>保健所設置市等以外の市町村が設置した検査施設において、医師が新型コロナウイルス感染症の患者等を診断した場合の都道府県知事への届出を、検査施設を設置した市町村長を経由して行うことを可能とする。</p> <p>これにより、当該市町村が感染状況を迅速に把握し地域の実情に応じた適切な情報発信や迅速な感染防止策を講じることに資する。</p>
20	<p>と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できることとする見直し (と畜場法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：102)</p>	<p>秋田県、青森県 (厚生労働省)</p>	<p>と畜をとさつする場合等に必要な獣医師によると畜検査について、例えば、食鳥検査で導入されている食鳥処理衛生管理者が確認を行うことにより検査の一部を簡略化できる仕組みになった制度を創設し、当該制度を地方公共団体が選択的に導入できるようにする。</p> <p>これにより、獣医師不足が深刻な地方公共団体におけると畜検査の円滑な実施に資する。</p>

重点事項について

4. 活力ある地方創りに資するよう、 要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
21	<p>農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和 (農業委員会等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：19)</p>	<p>安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県 (農林水産省)</p>	<p>認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないとする要件の引下げ若しくは委員資格要件の緩和（認定農業者であった者を資格要件に加えるなど）を行う。</p> <p>または、例外的に認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の要件を緩和する。</p> <p>これにより、地域の実情に応じ、地域の農業に知見を有する委員を選任することが可能となり、農地等の利用の最適化の推進及び市町村の事務負担の軽減に資する。</p>
22	<p>農地の一時転用における許可不要な場合の追加等の見直し (農地法、文化財保護法) 【省令改正等】</p> <p>(管理番号：1, 122)</p>	<p>紫波町、川越市／長野県 (文部科学省、農林水産省)</p>	<p>① 地方公共団体が文化財保護法に基づいて行う埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、また、短期間で原状復旧されるものであるため、農地法に基づく一時転用許可を不要とする。</p> <p>② 営農型太陽光発電設備に係る農地の一時転用については、当該農地に荒廃農地でない農地が一部含まれる場合も、荒廃農地と一体的に当該農地全体で10年間の一時転用許可を可能とする。</p> <p>これらにより、地域における迅速かつ有効な土地利用並びに事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p>
23	<p>区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲 (都市計画法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：110)</p>	<p>横須賀市 (国土交通省)</p>	<p>区域区分に関する都市計画決定権限のうち軽易な変更に係るもの（変更する面積が一定規模以下で、他市町村との境界に近接していないもの等）について、都道府県から中核市へ移譲する。</p> <p>これにより、中核市による地域の実情に応じた円滑なまちづくりの実現に資する。</p>

重点事項について

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
24	<p>バリアフリー法における建築物特定施設を条例で追加可能とする見直し (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：117)</p>	<p>京都府 (国土交通省)</p>	<p>バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準に適合しなければならない特別特定建築物(学校、病院、劇場等であって移動等円滑化が特に必要なもの)の建築物特定施設(出入口、廊下、階段等)の追加について、特別特定建築物の追加と同様に、法律で条例委任することとする。</p> <p>これにより、地方公共団体が独自の手続によらず、バリアフリー法に基づく一元的手続により施設のバリアフリー化が可能となり、申請者の利便性の向上や行政手続の効率化が図られるとともに、地域におけるバリアフリー化の促進に資する。</p>
25	<p>新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長 (新型インフルエンザ等対策特別措置法、建築基準法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：200)</p>	<p>八王子市、福島県、さいたま市、横浜市 (内閣官房、厚生労働省、国土交通省)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などの応急仮設建築物について、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3か月を超えて存続期間を柔軟に延長できるようにする。</p> <p>これにより、地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた柔軟な医療体制の確保等が可能となり、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に資する。</p>
26	<p>地域公共交通に係る各協議会等を一元化可能とする見直し (道路運送法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：144)</p>	<p>兵庫県 (国土交通省)</p>	<p>地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別に設置することとされている各協議会等について、地域公共交通活性化協議会に一元化することを可能とする(地域協議会と地域公共交通会議の権限を、地域公共交通活性化協議会で行うことを可能とする)。</p> <p>あわせて、一元化する地域公共交通活性化協議会の構成員等の見直しを行う。</p> <p>これらにより、地方公共団体における地域公共交通分野の総合的な政策決定の円滑化及び事務の効率化に資する。</p>

重点事項について

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
27	<p>農村地域産業等導入基本計画の廃止等 (農村地域への産業の導入の促進等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：218)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合 (農林水産省)</p>	<p>都道府県による農村地域産業等導入基本計画（基本計画）の策定は、法律上は任意だが、都道府県が基本計画を策定しなければ市町村が実施計画を策定できないため、実質的に義務付けられていることから、他法の例も参考に、基本計画の策定によらない国・都道府県・市町村間の簡易な調整方法を導入する。</p> <p>これにより、都道府県の事務負担軽減、市町村の迅速な実施計画の策定及び農村地域における農業と産業の均衡ある発展に資する。</p>
28	<p>土地改良法に基づき市町村が定める応急工事計画に係る議会議決を不要とする見直し (土地改良法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：213)</p>	<p>那須塩原市、さくら市、高根沢町 (農林水産省)</p>	<p>市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を行う場合は、市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定める必要があるが、都道府県の応急工事計画と同様、議会の議決を不要とする。</p> <p>これにより、住民の安全や営農再開のための災害復旧工事の迅速な実施に資する。</p>
29	<p>地籍調査における事業計画の変更手続の廃止等の見直し (国土調査法) 【要領改正等】</p> <p>(管理番号：220, 212)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合／那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町 (法務省、国土交通省)</p>	<p>① 事務取扱要領に基づく地籍調査事業計画の変更手続については、国負担金等の変更手続等と重複しているため廃止する。</p> <p>② 地籍調査の成果を登記所に送付する際、登記官からの修正指示が多数あることから、当該修正指示について法令上の根拠を明確にした上で必要最小限にするとともに、効率的な調査に資するよう、地籍図の作成における登記官の修正方針を統一・明確化する。</p> <p>これらにより、地方公共団体の事務負担を軽減するとともに、地籍調査の進捗率の向上に資する。</p>

重点事項について

4. 活力ある地方創りに資するよう、 要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
30	<p>下水道法に基づく計画の変更手続等 の見直し (下水道法) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号：35, 106)</p>	<p>石川県／熊本市 (国土交通省、環境 省)</p>	<p>① 2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画（流総計画）を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とする。</p> <p>② 公共下水道の事業計画（下水道事業計画）について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積が狭小である場合や他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合等は、政令で定める軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とする。</p> <p>これらにより、地方公共団体の事務負担が軽減されるとともに、下水道工事の早期着手が可能となり住民サービスの向上に資する。</p>
31	<p>都道府県住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する独自基準を設定可能とする見直し (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住生活基本法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：165)</p>	<p>埼玉県 (国土交通省)</p>	<p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準の強化・緩和及び住宅確保要配慮者に該当する者の追加については、現行、住宅セーフティネット法施行規則により都道府県賃貸住宅供給促進計画において定めることとされているが、都道府県住生活基本計画において定めることを可能とする。</p> <p>これにより、都道府県が真に必要とする計画のみを策定すれば足りることとなり、都道府県の事務負担の軽減に資する。</p>

重点事項について

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
32	<p>地方創生関係の計画の整理・合理化 (まち・ひと・しごと創生法、地域再生法) 【省令改正等】</p> <p>(管理番号：155, 156, 75, 120, 133, 161)</p>	<p>兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／岡山市／京都市／岡山県、中国地方知事会／徳島県、愛媛県、高知県 (内閣官房、内閣府)</p>	<p>地方創生関係交付金の交付を受けるに当たり地方公共団体で策定する必要のある各種計画（地方版総合戦略、地域再生計画、実施計画（施設整備計画））において、各計画に重複する内容の記載やそれぞれの進捗管理が求められているため、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方版総合戦略による地域再生計画の代替可能化 ② 地方版総合戦略における、数値目標やKPIの設定、外部有識者評価による効果検証などの進捗管理の簡素化 ③ 複数事業をまとめて地域再生計画を策定できるようにすることや地域再生計画及び実施計画（施設整備計画）の重複事項の省略など記載内容の簡素化 <p>これらにより、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p>
33	<p>地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定 (消費者基本法、消費者教育の推進に関する法律) 【通知改正等】</p> <p>(管理番号：204)</p>	<p>愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町 (消費者庁)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 「地方版消費者基本計画」は通知に基づく計画であり、法令に根拠がないことから、その策定は任意であるということを明確化する。 ② 「地方版消費者基本計画」と「都道府県消費者教育推進計画」（又は「市町村消費者教育推進計画」）を一体的に策定できることを明確化するとともに、国が定める「消費者基本計画」と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の計画期間を一致させることで、地方公共団体において計画を一体的に策定しやすくする。 <p>これらにより、地方公共団体の計画策定作業の合理化に資する。</p>

重点事項について

4. 活力ある地方創りに資するよう、 要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
34	<p>中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る権限の移譲 (中小企業等経営強化法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：87)</p>	<p>関西広域連合 (警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を関西広域連合に移譲する。</p> <p>これにより、関西の地域的特性を踏まえ、より効果的な中小企業の経営力向上が図られる。</p>

重点事項について

5. その他、デジタル化の加速等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
35	<p>登録免許税の軽減等に係る市区町村による住宅用家屋証明の廃止 (租税特別措置法) 【政令改正】</p> <p>(管理番号：188)</p>	<p>指定都市市長会 (法務省、国土交通省)</p>	<p>租税特別措置法に基づき登録免許税の軽減等に必要とされている市区町村による住宅用家屋証明（法定受託事務）を廃止し、住宅用家屋であることの確認に必要な書類を法務局へ直接提出することとする。</p> <p>これにより、登録免許税の軽減のための申請のワンストップサービス化が可能となり住民の利便性が向上するとともに市区町村の事務の合理化に資する。</p>
36	<p>住民基本台帳ネットワークの利用事務の拡大 (住民基本台帳法) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号：140, 194, 11)</p>	<p>大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県／茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県 (総務省、国土交通省)</p>	<p>地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用し本人確認情報の提供を受けられることのできる事務については、住民基本台帳法別表及び同法別表に関する省令により規定されているが、新たに同法別表等に、空家等対策の推進に関する特別措置法及び国土調査法に関する事務並びに公営住宅の家賃等の徴収に関する事務を追加する。</p> <p>これらにより、地方公共団体が管理不全空家の所有者、地籍調査の実施に際し関係する土地所有者・利害関係人、公営住宅における家賃の滞納者の現住所を特定するために行っている事務の合理化に資する。</p>

重点事項について

5. その他、デジタル化の加速等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
37	<p>行政事務における戸籍情報の電子的な利用の拡大 (戸籍法、住民基本台帳法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：141, 174)</p>	<p>大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／豊田市 (総務省、法務省、国土交通省)</p>	<p>① 本人等の請求に基づく場合に限り、本籍地以外の市区町村で戸籍謄抄本の交付が可能となるよう戸籍法が改正され、現在法務省において、各市区町村の戸籍情報をネットワークで結ぶシステムの設計が進められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、システムの運用開始後、市区町村の事業担当部署が法令の定める事務を遂行する場合も、当該市区町村に本籍地のない者の戸籍情報について、当該市区町村の戸籍担当部署から入手することを可能とする。</p> <p>② 住民基本台帳ネットワークシステム上においては、住民基本台帳法に基づき氏名、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード（本人確認情報）のみが閲覧できることとなっているが、本籍地情報を本人確認情報に追加する。</p> <p>これらにより、戸籍情報を入手するまでの期間が短縮され、地方公共団体の事務の合理化に資する。</p>
38	<p>医師法等に基づく届出のオンライン化 (医師法、歯科医師法、薬剤師法) 【法律改正】</p> <p><R元年フォローアップ案件></p> <p>(管理番号:145)</p>	<p>千葉県 (厚生労働省)</p>	<p>医師・歯科医師・薬剤師の厚生労働大臣に対する届出をオンライン化するとともに、都道府県経由事務を見直す。</p> <p>これにより、都道府県の事務負担の軽減に資する。</p> <p>(参考) 令和元年対応方針において、「令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。</p>